

あおり運転等の悪質・危険な運転に対する法整備等を求める意見書

国は、自動車による交通事故に関し、平成25年に「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」を制定するなど、危険な運転行為により、人を死傷させた場合の罰則を強化してきた。

しかし、あおり運転等の悪質・危険な運転は後を絶たず、平成29年6月には神奈川県内の東名高速道路において、また、平成30年7月には堺市において、あおり運転を原因とする悲惨な死亡事故が発生している。

さらに、本年8月には、常磐自動車道において、急な車線変更や減速を繰り返し、車を停車させた上、運転手に暴行するという事件が発生し、あおり運転等の悪質・危険な運転に対する不安と関心が高まっている。

現在、あおり運転自体を取り締まる法律はないため、個々の案件ごとに、道路交通法のほか、危険運転致死傷罪、刑法の暴行罪などを適用して対応せざるを得ない状況にある。また、警察は、道路交通法における車間距離の保持義務違反について積極的な交通取り締まりを推進しているが、その罰則は3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金にとどまっており、罰則強化を含めた法整備を求める声が高まっている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、悲惨な交通事故を未然に防止し、国民の生命を守るため、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 あおり運転等の悪質・危険な運転に対し、罰則強化を含めた法整備を早急に進めること。
- 2 適切な車間距離の保持等の交通ルールに関する教育・啓発のさらなる推進を図るとともに、違反者に対する交通指導取り締まりを強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月27日

名 古 屋 市 会

衆議院議長	}	宛（各 通）
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
国家公安委員会委員長 警察庁長官		